# 省　令

**○総務省令第八十七号**

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二十八条第二項及び第三十五条の規定に基づき、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月一日

総務大臣　林　芳正

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の算定）<br>**第一条の二**　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項に規定する各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積（以下この条、次条、第四条及び附則第三条において「私有林人工林の面積」という。）は、農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）により調査した令和七年二月一日現在における私有林かつ人工林の面積とする。ただし、当該私有林人工林の面積が公表された後において市町村の廃置分合があったときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の私有林人工林の面積を関係市町村の私有林人工林の面積に加え、又は関係市町村の私有林人工林の面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林の面積とすることができる。<br>（法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の補正）<br>**第一条の三**　私有林人工林の面積は、次の表の上欄に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。 | （法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の算定）<br>**第一条の二**　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項に規定する各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積（以下この条、次条、第四条及び附則第三条において「私有林人工林の面積」という。）は、農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）により調査した令和二年二月一日現在における私有林かつ人工林の面積とする。ただし、当該私有林人工林の面積が公表された後において市町村の廃置分合があったときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の私有林人工林の面積を関係市町村の私有林人工林の面積に加え、又は関係市町村の私有林人工林の面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林の面積とすることができる。<br>（法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の補正）<br>**第一条の三**　私有林人工林の面積は、次の表の上欄に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。 |
| 市町村の区分　率<br>農林業センサス規則により調査した令和七年二月一日現在における当該市町村の区域に係る林野率（次項において「林野率」という。）が百分の七十五以上百分の八十五未満であるもの　［略］<br>［略］　［略］ | 市町村の区分　率<br>農林業センサス規則により調査した令和二年二月一日現在における当該市町村の区域に係る林野率（次項において「林野率」という。）が百分の七十五以上百分の八十五未満であるもの　［同上］<br>［同上］　［同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則第一条の二の規定は、令和八年度以後の年度分の森林環境譲与税について適用し、令和七年度分までの森林環境譲与税については、なお従前の例による。

**○財務省令第四十八号**

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十六条第六項、第十七条第二項、第二十三条第六項及び第二十四条第二項、国税不服審判所組織令（昭和四十五年政令第五十号）第三条並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第六十七条第三項、第六十八条第二項、第六十九条第二項、第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月一日

財務大臣　片山さつき